

平成 29 年 6 月市議会定例会提出案件

提出案件 16 件	議案 8 件	予算案件 1 件 条例案件 4 件 単行案件 3 件	報告案件 8 件
-----------	--------	----------------------------------	----------

I 予算案件

- 1 平成 29 年度会津若松市一般会計補正予算（第 1 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 財産の取得について
- 2 財産の取得について
- 3 財産の取得について

IV 報告案件

- 1 平成 28 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 平成 28 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 平成 28 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 4 平成 28 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 平成 28 年度会津若松市観光施設事業特別会計継続費繰越計算書について
- 6 平成 28 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 7 平成 28 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 8 平成 28 年度会津若松市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備を行うこととした。

イ 上場株式等に係る配当所得等について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化することとした。

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長することとした。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長することとした。

② 施行期日

アは平成31年1月1日から、イ、ウ及びエは公布の日から施行することとした。

(2) 法人市民税関係

① 改正内容

法人市民税の不足税額を納付する際の延滞金の算定の基礎となる期間に係る規定の整備を行うこととした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(3) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 震災等により滅失等した償却資産に代わるものとして取得等された償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、規定の整備を行うこととした。

イ 震災等による被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、規定の整備を行うこととした。

ウ 特定事業所内保育施設の用に供する固定資産並びに家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（利用定員5名以下のものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、本市における特例割合を定めることとした。

エ 居住用超高層建築物に対する固定資産税の区分所有者間の按分に係る専有床面積の割合の補正方法に関する申出について、規定の整備を行うこととした。

オ 緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、本市における特例割合を定めるこ

ととした。

カ 耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに対する固定資産税の減額措置に係る申告について、規定の整備を行うこととした。

② 施行期日

アからエまで及びカは公布の日から、オは都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

(4) 軽自動車税関係

① 改正内容

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、当該軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度に限り、その環境性能に応じたグリーン化特例（軽課）措置を講ずることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(5) その他条文整理

引用条文の改正等に伴う関係条文の整理を行うこととした。

2 会津若松市復興産業集積区域における市税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

固定資産税の課税免除が適用される施設等の取得期限について、平成 33 年 3 月 31 日まで延長することとした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとした。

3 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、雇用保険法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 雇用保険法に規定する基本手当に相当する退職手当について、災害により離職した場合、雇用情勢が悪い地域に居住している場合等は、給付日数を延長できることとした。
- ② 雇用保険法に規定する移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職する者を加えることとした。

(2) 施行期日等

- ① (1)の①は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとした。
- ② (1)の②は、平成 30 年 1 月 1 日から施行することとした。

4 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

応益割の 5 割軽減及び 2 割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
19,656,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市桧町2番41号
会津消防用品株式会社

2 財産の取得について

この案件は、小中学校に配置するため、電子黒板機能付きプロジェクター等を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
 - ① 超短焦点プロジェクター 67台
 - ② インタラクティブホワイトボード 67台
- (2) 取得金額
25,002,044円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市町北町大字上荒久田字崖下74番地の1
有限会社ピー・エス・シー

3 財産の取得について

この案件は、ICTオフィス環境整備事業の用に供する建物の持分を取得しようとするものです。

(1) 取得物件

- ① 場所 会津若松市東栄町118番
- ② 名称 (仮称) ICTオフィス
- ③ 建物の種別、構造及び規模
 - ア オフィス棟
 - (ア) 構造 鉄骨造4階建1棟
 - (イ) 延べ面積 4,705.10 m²
 - イ 交流棟
 - (ア) 構造 木造平家建1棟
 - (イ) 延べ面積 546.60 m²
 - ウ 機械室棟
 - (ア) 構造 鉄筋コンクリート造2階建1棟
 - (イ) 延べ面積 221.00 m²

(2) 取得持分

上記物件のうち、下記(3)の取得金額に相当する持分

(3) 取得金額

969,000,000円

(4) 取得の相手方

会津若松市桜町2番3号
株式会社A i YUMU

IV 報告案件

1 平成 28 年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た城前団地建設事業等について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 平成 28 年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た総合計画策定事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 平成 28 年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、庁舎管理費について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 平成 28 年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、平成 28 年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 平成 28 年度会津若松市観光施設事業特別会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た若松城天守閣干飯櫓改修事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

6 平成 28 年度会津若松市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た建設改良事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

7 平成 28 年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理事業について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

8 平成 28 年度会津若松市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た一般事務費について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。